

ますしんSDGs推進ローン

商品概要説明書

令和6年10月1日現在

(1)商品名	ますしんSDGs推進ローン
(2)お申込いただける方	当組合の営業区域内の法人および個人事業主の方で、ぎふSDGs推進パートナー制度に登録している事業者
(3)お使いみち	事業性資金
(4)ご融資形態	証書貸付
(5)ご融資金額	10万円以上5,000万円以内(1万円単位)
(6)ご融資期間	10年以内(据置期間1年以内)
(7)ご融資利率	【変動金利型】 ①ぎふSDGs推進パートナー制度に登録している事業者で、 <u>ゴールド会員の方</u> 年1.00% ②ぎふSDGs推進パートナー制度に登録している事業者で、 <u>シルバー会員の方</u> 年1.20% 【変動金利のしくみ】 当組合の短期プライムレートの変更に伴って自動的にその変動幅と同幅で借入利率が引上げ、又は引下げられます。変更後の利率は、基準利率変更日以降最初に到来する約定返済日の翌日より適用します。 契約期間中に固定金利への変更はできません。
(8)ご返済方法	毎月元金均等返済または毎月元利均等返済
(9)保証人	個別にご相談させていただきます。
(10)担保	個別にご相談させていただきます。
(11)苦情処理措置・紛争解決措置	<p>○苦情処理措置 ご契約内容や商品に関する相談・苦情・お問い合わせは、お取引のある営業店または下記の窓口にお申し出下さい。</p> <p>【苦情・相談等窓口:益田信用組合 本部 業務推進部】 電話:0576-25-2009 FAX:0576-25-6082 受付日:月曜日～金曜日(祝日および当組合の休業日は除く) 受付時間:午前9時から午後3時 なお、苦情等対応の手続きについては、別途リーフレットを用意しておりますのでお申し付けいただくか、当組合ホームページをご覧ください。 ホームページアドレス:https://www.masushin.jp/</p> <p>○紛争解決措置 東京弁護士会 紛争解決センター(電話:03-3581-0031) 第一東京弁護士会 仲裁センター(電話:03-3595-8588) 第二東京弁護士会 仲裁センター(電話:03-3581-2249) で紛争の解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客さまは、上記当組合業務推進部または下記窓口「しんくみ相談所」までお申し出ください。 また、お客さまから各弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。なお、前記弁護士会の仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。 仲裁センター等では、東京以外の地域の方々からの申立てについて、当事者の希望を聞いたうえで、アクセスに便利な地域で手続きを進める方法もあります。</p> <p>①移管調停:東京以外の弁護士会の仲裁センター等に事件を移管する。 ②現地調停:東京の弁護士会の斡旋人と東京以外の弁護士会の斡旋人が、弁護士会所在地と東京を結ぶテレビ会議システム等により、共同して解決に当たる。 ※移管調停、現地調停は全国の弁護士会で実施している訳ではありませんのでご注意ください。具体的な内容は仲裁センター等にご照会下さい。</p> <p>【窓口:一般社団法人 全国信用組合中央協会 しんくみ相談所】 受付日:月曜日～金曜日(祝日および協会の休業日は除く) 受付時間:午前9時から午後5時 電話:03-3567-2456 住所:〒104-0031 東京都中央区京橋1-9-1(全国信用組合会館内)</p>

⑥お申し込みに際しては、当組合所定の審査がございます。
審査の結果によっては、ご希望にそえない場合がございますので、あらかじめご了承ください。